

・令和6年3月に卒業し、4月に市内（保育職）に就職、10月から奨学金の返還をしている場合

例2 奨学金の返済額：月2万円、補助金上限額：24万円

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
イベント	就職						返還期間					交付決定
認定申請期間	← 12月下旬までに必要書類を提出してください。 →											
交付申請期間	1年目 → 3月中旬までに必要書類を提出してください。 ← 3月末までに不足書類を提出してください。 →											
補助対象期間 及び補助金額							2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
注意事項	<p>補助対象期間が12カ月に満たない場合は、上限金額=(本来の上限額/12)×補助対象期間とします。 この例では(24÷12)×6=12万円を上限とし、3月分の返済で上限額を超えます。 交付申請は年度内に必ず申請が必要ですので、3月中旬までに2月引き落とし分までの申請をし、 3月分の引き落とし後、速やかに返済実績の分かる書類の提出をしてください。</p>											
イベント	返還期間											交付決定
交付申請期間	2年目以降 → 3月中旬までに対象の書類を提出してください。 ← 3月末までに不足書類を提出してください。 →											
補助対象期間 及び補助金額	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
注意事項	<p>※補助対象の最終年度</p> <p>返済開始した10月から60ヶ月を補助対象期間としますので、最終年度の補助対象期間は9月までです。 最終年度は、上限金額は(24÷12)×6=12万円を上限とし、9月分の返済で上限額を超えますので、 交付申請は9月から3月中旬までの期間で申請が可能です。</p>											